

平成20年度第6回市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

日 時 平成21年2月12日(木) 午後7時～9時15分
場 所 市長公室

出席者

市民懇談会委員

長島委員長 川原副委員長 岩田委員 小淵委員 加光委員 小寺委員 横田委員

事務局<協働推進課>

浅野課長 山岸副課長 林

傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 内 容 (1) 協議事項 自治基本条例の啓発リーフレット(案)について <事務局> ・ 前回の会議で出された意見を基にして修正した箇所を報告した。修正箇所は、表紙、P2・3の文字フォント、P4の文字配置、行間開け、文字フォントなど。イラスト・色などは印刷業者と事務局とのやり取りによって校正していく。 <委員> ・ 表紙とP2・3のイラスト、配色に統一感を持たせるといい。 ・ P2・3の矢印 は、直線でなくカーブをつけると相互関係の意味合いが深まるのでは。下方に並んでいる囲み内の表題が詰まっているので余裕を持たせたほうがいい。紙面の上下左右にもう少し余白をとったらどうか。基本原則の文字並びを読みやすいよう配置したらどうか。 ・ P4の条例構成に第28条委任の条項がない。 <事務局> ・ 意見を基にして修正する。色・イラストは事務局に一任させていただきたい。 自治基本条例の解説書(案)について

<事務局>

- ・正副委員長及び事務局で検討して、前回会議で提示した解説書（案）を全面的に修正した。修正にあたっては次の点に配慮した。【趣旨・解説】を【解説】のみにして、趣旨や背景などまで内容を広げず条項の説明そのものとしたこと。参考注の記述をなくして、解説の本文に含み読みやすくしたこと。「規定しました」を「決めました」にかえるなど、平易な言葉にしてわかりやすくしたこと。

<委員及び事務局>

- ・解説書も条文と同等の権利を有するか。この解説書の決裁権は。条文と必ずしもイコールではないが、信頼性は確保されたもの。条文は句読点を変えるだけでも議決が必要となる。解説については、判例や通達を通して実態を作っていく性質のものなので、疑義が生ずる場合には解釈が変わってくる可能性もある。市長の決裁をとって解説書を作成する。
- ・概要を追加した意味は。条項は条例と同じ表題にしたほうがよい。条例の目次という位置づけで、条例全体が何を表しているか一表でわかるようにしたもの。条項欄に第 条～何 条としてある箇所は、第 条「……………」、第 条「……………」と条文と同じ記述に修正する。
- ・前文の解説のみ『住民自治』『団体自治』と2重カギ括弧の表示があるが。「 」に修正する。
- ・第2条の解説で（2）市民参加（3）協働 は、市民参加の定義、協働の定義となるのでは。（2）市民参加の定義 （3）協働の定義 に修正する。
- ・第3章 市民の権利及び責務という表題が他章と位置が違う。字下げする。
- ・第12条の解説にだけ、【今後の取組み】が入っているが、修正した際に 参考や注を解説に入れ込むようにする方針と違っているのではないか。事前検討の際、今後ぜひ取り組んでほしいという希望から別項目にしたが、審議会等やパブコメ予定を年度当初に全て公表できるとも限らないので、解説の「あらかじめ公表する」に加味して修正する。
- ・第13条の解説で、市民の意見を郵便、ファックス、電子メール等で募集し、となっているが、電子メール等の等は何を意味するか。窓口への直接持参を想定している。パブリックコメントを募集するときの様式に合わせて、「郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参で募集し」としたらどうか。郵送とは、宅配による配送も含んでいるか事務局で確認する。確認した結果、郵送には宅配業者も含まれるため「郵送、ファックス、電子メールまたは直接持参で」に修正する。

- ・第15条で、施策ではなく、事業の推進という言葉が出ている。施策と事業は同等のものか。
 施策は方向性を示すもので、その施策の実現のために個々の事業を行うことになる。例えば、生涯学習推進という施策のもと、市民人材バンク制度や協働のまちづくり講座などの事業を行っているというふうに。
- ・第20条応答責任の解説について、下2行「また、今すぐ要望に応えることができない事項についても」以下は、市民サイドにたった見方を入れたものと評価できる反面、そもそも解説の範疇なのかどうか。市の責任という記述において「市民とともに」という表現や、「検討する姿勢」では市の毅然さが伝わってこないのではないか。市政に関する市民の意見といっても個人的な意見の可能性もある。それらも全て検討していくと解釈されるのでは。
 従来解説では条文の「誠実に応答する」が「迅速に応えること」としか記述されていなかった。出来ないと迅速に返答されるだけで完結されては、次につながらないことから追記した。「どうしたらできるのかを検討することが必要です」と修正する。
- ・第21条と22条で市民の権利利益とあるが、一般に権利と利益は同じ意味ではないが、法律ではこれが4字熟語としてあるのか。解説では「権利利益」そのままなく、わかりやすく記述したほうがいい。
 確認して記述する。
 確認した結果、権利と利益という意味であり、法令では権利利益という用語が一般的に用いられている。解説書は、権利と利益に修正する。
- ・第24条行政評価の解説で、内部評価と外部評価とあるが、実際に行われているのか。
 現在、内部評価は業務仕分け、外部評価は行政経営戦略会議にて行われている。
- ・第26条の条例の位置付けで、市の憲法なり、最高規範なり、端的に言えないか。リーフレットではいわゆる市の憲法にあたるものです、とあるのに、最大限尊重するだけでは説明に一貫性がない。
 市の条例は本条例が施行される以前のものも多数ある。本条例が、市の憲法にあたるものとするといふと以前の条例も全て見直すことになる。本条例を最大限尊重することにおいて、本条例事項に抵触する条例の存在があっても本市においては違法ではない。但し、リーフレットと解説書の整合性を考えて憲法にあたるものというような表現で統一できるのか検討する。

(2) 来年度スケジュール
 (配布資料なし)

<事務局>

- ・平成21年度の懇談会スケジュールは、定例的な調査報告と今年度の条例見直しの

際にあがってきた課題の検討が中心となる。3回程度を予定。

4．閉会 副委員長